

2019年度

2019年4月1日 ~ 2020年3月31日

レポート



～ごあいさつ～

平素は西京信用金庫に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに当金庫第103期(2019年度)事業の概要につきましてご報告申し上げますとともに、謹んでご挨拶させていただきます。

2019年度の我が国経済は、これまでマクロでは緩やかな回復傾向が続いていましたが、米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題、日韓摩擦等の不安定な海外情勢が輸出・観光に悪影響を及ぼしていることに加え、10月の消費税率引き上げ後に支出を控える動きがみられるなど、景気の先行きの不透明感が増しております。

さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、景気は足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にあります。

金融面では、日本銀行の長引く超低金利政策が金融機関の利益の確保に悪影響を及ぼし、金融システム面における副作用がより一層顕在化しつつあります。さらに、欧米各国も利下げに転じたことにより、世界的な低金利環境が長期化の様相を呈しております。

このような環境の中で、信用金庫が引き続き取引先の課題解決を支援し地域の発展に貢献するためには、業務の効率化や収益力の強化を通じて信用金庫自身の経営力を高め、それによって生じた経営資源をより一層取引先の支援に振り向けていく必要があります。また、フィンテックの推進は政府の成長戦略の中心施策の一つであり、信用金庫においても、IT技術を活用した付加価値のより高いサービスの提供や業務の効率化・省力化への対応が重要となります。一方、高齢化が進む中で、高齢者が安心して利用できる金融・非金融のサービスの提供も重要となります。

2019年度は、当金庫の3ヵ年経営計画の2年目であり、金融機関の収益環境が極めて厳しい中で、強い金庫をつくるための4つの施策「収益性の向上」「効率性・生産性の向上」「人材力の強化」「内部管理態勢の充実」を着実に実施するとともに、地域貢献のための2つの施策「地域の課題解決と防災力の向上」「顧客基盤の拡充」に取り組んでまいりました。これらの施策の実施状況は次の通りです。

- ① 「地域防災力の向上」については、都内各地で防災対策説明会を行っております。これらの説明会は、2014年以降359回開催し、延べ20,852名の皆様に参加いただきました。2019年11月には「防災・耐震セミナー」を開催いたしました。

また、お客様の防災対策をお手伝いするため、防災関連融資商品も取り揃えております。東京都と連携した「政策特別融資『そなえ』」は、金融機関の中で当金庫だけが取り扱える商品です。その他、1981年の耐震基準改定前の木造建築物を対象とした「耐震改修工事資金融資」も取り扱っております。

さらに、地域防災の一環として、杉並区、練馬区との連携により空家等対策に関する金融商品を開発し、空家の改修、解体費用等の融資を行っています。

これらの当金庫の取組みは、国際的にも高い評価をいただいております。2017年11月以降、10回にわたり海外視察団が来庫し、延べ79か国129名の外国政府関係者に地域防災のご説明をいたしました。

「地域の課題解決」については、事業性評価に基づく融資に取り組んでおり、導入しているタブレット端末を顧客の課題把握に活用することとしています。また、若手経営者を対象とした第10期「西京経営塾」を開講するとともに、経営塾の卒業生をメンバーとする「西京経営者戦略協議会(New Saikyo Executive Club)」においてセミナー等を開催し、若手経営者が課題に対処する勉強の場を継続的に提供しております。

次世代への円滑な事業承継を進めるため、本部専担部署による支援に加え、東京都の補助事業「地域金融機関による事業承継促進事業」に参加し、外部専門家の取引先への個別派遣を実施し、事業承継計画作成の支援を行いました。

- ② 「顧客基盤の拡充」については「平成」「令和」記念定期預金の募集に取り組んだほか、年金受給者を対象とした寄席、旅行などを開催いたしました。また、2019年7月と12月に「西京信用金庫女性の会～なでしこ～」を開催し、次世代に向かって女性が一層輝く社会の実現に資するための取組みを推進しております。

さらに、子育て支援として家族の似顔絵展や七夕展の開催、夏休み思い出ツアー、ファミリーコンサートなどを実施しました。また、各店舗では「子ども110番の家」活動を通じて、子供の安全な生活を見守っています。

また、営業店支援センターおよび氷川台支店は、建て替えが決定しました。今後も引き続き地域の発展、顧客の利便性の向上に努めてまいります。

- ③ 「収益性の向上」については、リスク管理に留意しつつ、地域の資金需要に迅速かつ積極的に取り組んだ結果、貸出金は増加いたしました。
- ④ 「効率性・生産性の向上」については、不要不急の経費の削減を進めるとともに、システムの活用による事務の効率化などに取り組みました。
- ⑤ お客様に高度な金融サービス等を提供するための「人材力の強化」については、金融関係の資格取得を推進するとともに、高度な専門的知識を活用するために、継続教育の体制を整備し、顧客本位の営業推進活動ができるよう取り組んできました。
- ⑥ 「内部管理態勢の充実」については、不祥事件の未然防止態勢及び反社会的勢力の排除のための態勢の強化に取り組むとともに、マナー・ローダリング対策等の重要課題に対する対応強化を進めております。

2020年度は、当金庫の3ヵ年経営計画の最終年度となります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気の先行きについてはさらに厳しい状況が続くと見込まれることから、影響を受けたお客様への相談等の態勢を整備し、全力をあげて丁寧かつ迅速に対応してまいります。そして、引き続き、中長期的に持続可能なビジネスモデルを構築することを目標とし、そのために金融専門知識を活用した渉外活動と全員セールスにより顧客本位の営業活動を推進いたします。また、事務の効率化及び生産性向上の徹底などにより収益を改善し、マナーローダリング・テロ資金供与対策等のコンプライアンスの重要課題への対応も着実に進めてまいります。

これらの基盤を固めたうえで、「地域の課題解決と防災力の向上」「顧客基盤の拡充」という地域貢献策に一層注力することにより、地域社会から信頼を確保し、地域経済と暮らしを全力でサポートする方針であり、そのために不断の経営努力を行う所存です。

何卒、皆様方には今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年 7月

理事長

北村 啓介



西京信用金庫 2019年度 レポート (2019年4月1日～2020年3月31日)



西京信用金庫の概要 (2020年3月31日現在)

設 立	1918年11月16日
本 店	東京都新宿区新宿4-3-20
出資金	25億17百万円
会員数	36,137名
店舗数	29店舗(うち出張所2店舗)
常勤役員数	325名
預金積金残高	6,370億67百万円
貸出金残高	3,528億15百万円

役員一覧 (2020年6月30日現在)

(代) 理事長	北村 啓介
(代) 専務理事	坂元 義明
(代) 専務理事	江原 保徳
常務理事	塚越 千鶴
常務理事	長谷川 貴宏
常勤理事	飯塚 英之
常勤理事	寺本 紀仁
(非) 理事	大浦 淳
(非) 理事	渡部 訓
常勤監事	中澤 健
(非) 員外監事	中川 純良
(非) 員外監事	奥野 美晴

(注1) 理事 北村啓介、塚越千鶴、渡部訓は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

(注2) 監事 中川純良、奥野美晴は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

※ (代) は代表理事の略 ※ (非) は非常勤の略

CONTENTS

ごあいさつ	1
西京信用金庫の概要／役員一覧	2

“さいきょう”について

“さいきょう”と地域の皆さま	3
地域の防災力向上に向けた取り組み	5
経営情報の提供／サークル活動／相談業務	7
総代会制度とは／総代とその選任方法	9
第71回通常総代会の議事内容／総代の氏名	10

“さいきょう”の業績と取り組み

預金・貸出金残高／損益状況／有価証券の状況／ 自己資本比率／不良債権について	11
経営改善支援と地域活性化のための取り組み	13
金融犯罪への取り組み／ コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み／ 個人情報保護への取り組み／金融ADR制度への対応	15
リスク管理体制／各種リスクへの対応／ 内部管理基本方針	17

業務のご案内

主な業務・サービスのご案内／ 金融商品に係る勧誘方針／ 皆さまの暮らしを応援します	19
“さいきょう”組織図	21

資料編

財務諸表	23
主な業務の状況	29
連結財務状況	34
報酬体系について	39
自己資本の充実の状況	40

そ の 他

開示項目一覧	52
“さいきょう”のあゆみ	53
店舗配置図／店舗一覧	54

(注) 本誌記載の数値は、単位未満の端数を切捨てて表示しております。したがって項目ごとの合計の数値が一致しない場合がございます。

地域のために この街のために そして

西京信用金庫は、都内及び埼玉県西南地域一部を事業区域として、地元の中小企業ならびに経営者や住民の皆さまが会員となり、お互いの助け合いと発展を目的に運営されている協同組織の金融機関です。地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)を、地元のお客さまにご融資する地域金融事業を通じてお客さまの事業や暮らしの繁栄にお役立ていただいております。当金庫は、地域社会の一員として、地元の皆さまとの緊密な信頼関係を形成し、地域経済の持続的発展に努めるとともに、文化的・社会的な分野においても広く地域社会の活性化の実現に取り組んでおります。

経営理念

- ▶ 豊かな地域社会の実現と
中小企業の健全な発展に寄与する
- ▶ 公共性を自覚し経営の健全性の維持向上に努める
- ▶ 明るく希望に満ちた職場づくりと
創造力豊かで行動力に富む人材を育成する

シンボルマークの意義



このマークは西京信用金庫の“S”を造形の基本とし、経営理念であるSocial(社会性)とSound(健全性)を象徴しています。カラーは台地の白が「地域社会」を、青は「取引先」「会員」「職員」の未来への期待と希望を表したものであります。赤は情熱と向上心をもって、当金庫の経営理念を力強く実現することを意味しております。

営業地区

東京都

23区、三鷹市、武蔵野市、西東京市、東久留米市、小金井市、調布市、小平市、国分寺市、府中市、東村山市、清瀬市、東大和市

埼玉県

新座市、朝霞市、和光市、所沢市、入間市、狭山市、志木市

概況

(2020年3月31日現在)

預金積金残高
6,370億 67百万円

貸出金残高
3,528億 15百万円

業務純益
21億 57百万円

経常利益
20億 47百万円

当期純利益
15億 41百万円

単体自己資本比率
10.10%

不良債権比率
(金融再生法開示債権)
4.64%



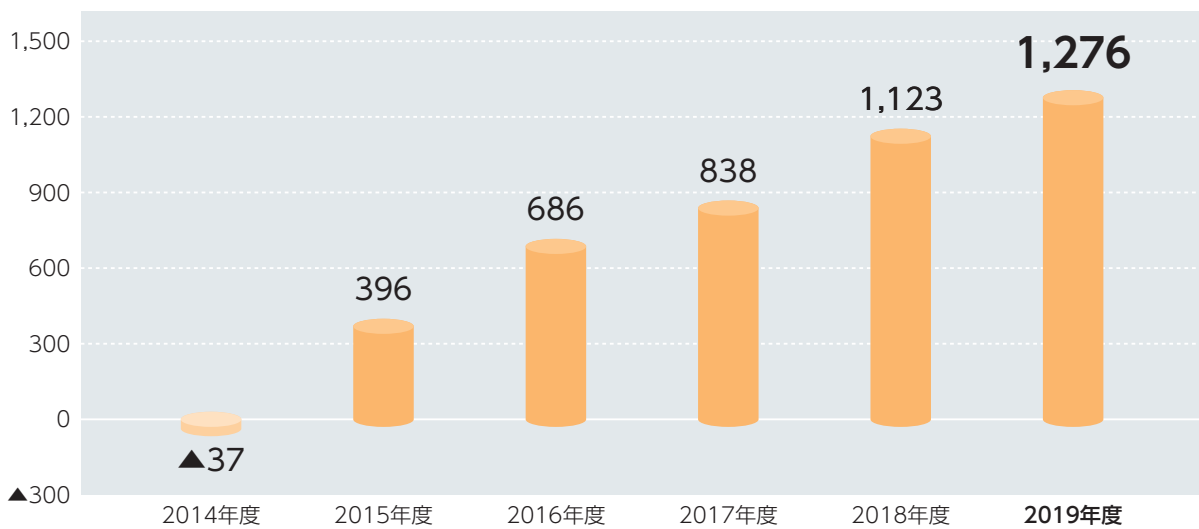
あなたのために

本業利益は、増益を続けています。

◎ 本業利益の推移

(単位: 百万円)

※本業利益 = 貸出金平残 × 預貸金利回差 + 役務取引等利益 - 経費

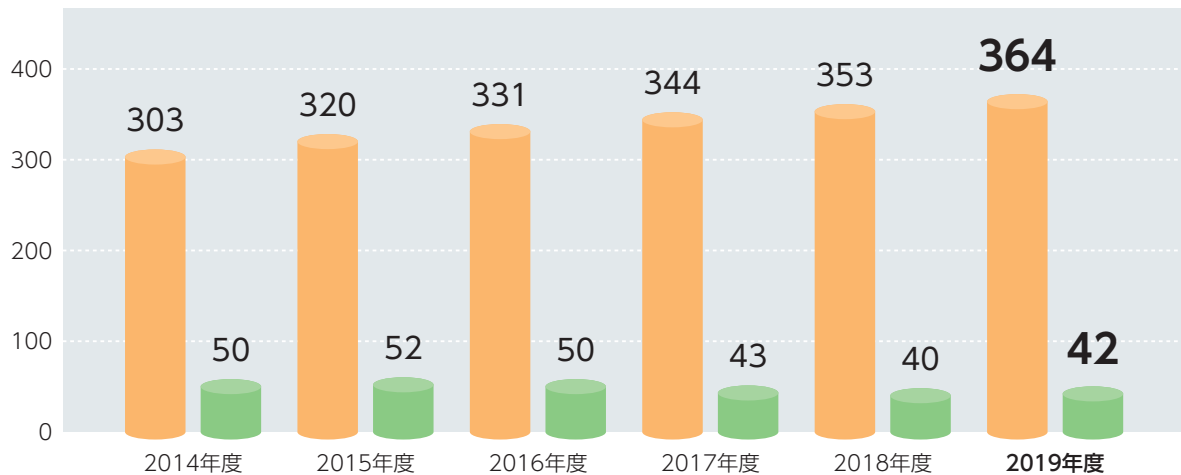


各種のリスクを減らしながら、安定的な利益を確保しており、自己資本額は増加を続けています。

◎ リスク量と自己資本額の推移

(単位: 億円)

■ : 自己資本額 ■ : リスク量



地域の防災力向上に向けた取り組み

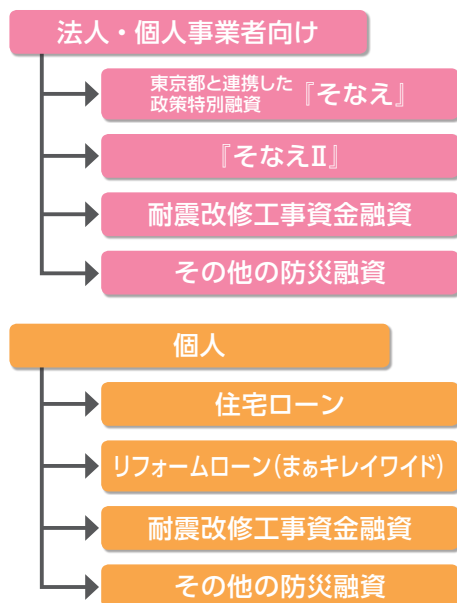
当金庫は地域貢献の一環として、
地元地域の活力を根こそぎ奪ってしまう大災害に備えて、
防災に強い街づくりを目指し、積極的に様々な取り組みを行っております。

「防災対策融資商品」

東京都と連携した政策特別融資「西京防災対策」の取り扱い

当金庫の防災対策融資商品として、金融機関では唯一東京都と連携した西京防災対策『そなえ』は、2014年6月に耐震診断機関等と連携し都内事業者の防災対策の問題解決に資する融資制度として、当金庫が東京都に提案し採用された当金庫独自の「政策特別融資」です。また『そなえ』と併用することで返済期間を延長し、毎月の返済負担額を軽減可能とする当金庫独自融資『そなえⅡ』も取扱っております。また1981年5月以前(旧耐震基準)の木造建築物を対象とした『耐震改修工事資金融資』など、お客様の防災に対する様々なニーズにお応えし、最近では社会問題化している「空き家」対策問題にも対応する商品も取り揃えております。

●商品ラインナップ



西京信用金庫は東京都と連携した政策特別融資「西京防災対策」の取扱いです。

西京防災融資「そなえ」

固定金利 年1.20%
変動金利 年0.975%
保証料率最大0.4%
相当の信用保証料補助あり

西京防災融資「そなえⅡ」の併用も可能です。詳細をご覧ください。

※上記パンフレットに記載された金利は期間限定のため、現状の金利と相違する場合がございます。2020年6月30日現在

昭和56年(1981年)5月以前の木造建築物限定

耐震改修工事資金融資

固定金利 年1.400%
変動金利 年0.825%

※上記パンフレットに記載された金利は期間限定のため、現状の金利と相違する場合がございます。2020年6月30日現在

西京防災融資「そなえ」

耐震改修工事資金融資

※上記パンフレットに記載された金利は期間限定のため、現状の金利と相違する場合がございます。
2020年6月30日現在

「防災対策説明会」、「防災・耐震セミナー」の開催

地域の方々に防災についての関心を深めてもらい、その効果や必要性についてご理解いただけるよう防災プレゼンターが、営業店近隣の商店街および町内会などの各団体向けに防災説明会を開催し、2020年3月末現在で359回、20,852名の方に説明をさせて頂いております。

また、2019年11月14日には、危機管理教育研究所代表国崎信江氏を講師としてお招きし「第10回防災・耐震セミナー」を開催しました。「家庭でできる防災対策～自分、大切な人を守るために～」と題してご講演いただき、すぐに役立つ家庭での防災対策について理解を深めていただきました。

新しく導入された5段階の大雨警戒レベル

避難のタイミングがわかりやすくなった

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難の準備	雨の情報	川の情報
5	命を守って!	災害発生	大雨特別警戒	氾濫発生情報
4	全員避難	避難指示(緊急)・避難勧告	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報
3	高齢者など避難	避難準備	大雨・洪水警戒	氾濫警戒情報
2	避難方法確認	-	大雨・洪水注意	警戒情報

※レベル1&2は気象庁が発表。レベル3～5は市町村が発表。

さいきょう
防災定期預金

みなさまから預かりした「防災定額預金」でおよそ22,400名分の防災用品（おむつ、生理用品、簡易トイレ等）を備入して保管しております。大きな災害があった際には、地元お取引先を中心に、本支店近隣のみなさまへ防災用品を配布させていただきます。

大きな災害があった際には、本支店近隣のみなさまに備蓄品を配布させていただきます。

大きな災害があった際には、本支店近隣のみなさまに備蓄品を配布させていただきます。

震度6以上の首都直下地震が発生した場合には、中途解約時の解約金利ではなく、その時点での定期預金金利で払い出いたします。



上記イラストは当会主催基盤とは異なります。

- 借入の方で新規に30万円以上をお借り入れいただける方が対象です。
- 返済期間に限りは1年（自動継続）。自動継続後の利率は総返済における店頭表示金利になります。
- 満期日前に返済する場合には、原入金に2.5%中途解約利率によりお利息をお支払いいたします。
- お利息には 20.315%（国債15%・地方債5%・保険特別所得税0.315%）の税金がかかります。
（ただし、お借入額をご利用の場合は除きます）
- 借金保証制度の対象外です。

くわしくは窓口または担当までお問い合わせください。また、当館には「読者履歴証明書」をご用意しております。

西京信用金庫

© 2004 Blackwell Publishing Ltd *Journal of Internal Medicine* 255: 111–118



経営情報の提供

●業績報告会 & 地域ふれあいコンサート

当金庫の経営内容等を説明するため、四半期毎に主要な項目を取りまとめ、開示しております。また、決算時ならびに半期決算時には業績報告会を開催しております。業績報告会終了後には、親しみやすい名曲を集め、お客さまに『憩いのひととき』を楽しんでいただきたく、「地域ふれあいコンサート」を開催しております。



2019年7月5日開催 理事長による業績説明



2019年7月5日開催 地域ふれあいコンサート

サークル活動

●西京経営者研究会 [SEC : Saikyo Enterprisers Club]

2019年9月12日に京王プラザホテルにて、辺真一氏による「日本と北朝鮮との未来を探る」・古賀稔彦氏による「夢の実現～挑戦することの大切さ～」という演題でそれぞれ講演会を開催しました。



2019年9月12日開催
辺真一氏の講演



2019年9月12日開催
古賀稔彦氏の講演

●西京わかば会

ご婦人方のサークルとして1962年に結成され「豊かなくらしづくり」を目的として、演芸会、見学会、舞踊、歌等、多彩な活動を行っています。全店合同の総会、各支部の歌や踊りの競演が盛大に開催されます。2019年4月24日には、なかのZERO大ホールにて「第57回わかば会総会」が行われ、同時に「山本譲二 コンサート」を開催しました。



2019年4月24日開催 「山本譲二 コンサート」

●西京経営者戦略協議会 [NSEC : New Saikyo Executive Club]

西京経営塾を卒業した方を会員とし、会員の事業発展に必要な知識・技術の向上ならびに相互の親睦と教養を高める為に、講演会、研修会、講習会等を行っています。



2019年9月27日開催 北村理事長の講演

●西京信用金庫女性の会～なでしこ～ [SLAD : Saikyo Ladies Association Dianthus]

地域の次世代の女性がより一層輝くための会として、2016年7月に発足しました。カルチャースクール、講演会、見学会等、会員の教養を高め、親睦と交流を深める活動を行っています。



2019年7月19日開催
株式会社アメリカンイングリッシュオンライン
代表取締役 田内佐智子さんによる
「女性のための英会話術」



2019年12月3日開催
モンテ物産株式会社 谷口高志さんによる
「造り手を知ってわかる、美味しいイタリア
ワインの見つけ方」



各種事業者及び団体との連携による相談会

●不動産無料個別相談会

不動産に関するお客さまからの様々な相談(住宅ローンやアパート、マンションローンの借り換え、所有する土地の賃貸住宅経営や老朽化した家屋、貸家の建て替え等)を解決するために積水ハウス(株)の協力を得て第8回不動産無料個別相談会を開催しました。

開催日：2019年7月12、13日

(●主催：本店 ●共催：中野支店、阿佐谷支店、南中野支店、東中野支店、西新宿支店、沼袋支店、野方支店、鷺宮支店)

●相続セミナー

「家族で考えたい相続と税金対策の基礎」、「知っておきたい遺族年金」と題した講演を開催しました。

開催日：2019年4月19日 本店／12月5日 北町支店



西京年金友の会

●さいきょう寄席

当金庫で年金を受給されている方を対象とした「さいきょう寄席」を2019年11月28日、29日に新宿末廣亭にて開催し、演芸を楽しんでいただきました。

2019年11月28日、29日開催



●日帰り旅行

当金庫で年金受給されている方を対象とした日帰り旅行を開催し、東京都内を散策しました。

豊洲市場見学と浅草名物むぎとろの昼食、人力車で浅草新発見旅行

期間：2019年6月18日～7月4日



子育て支援

●お孫さんと一緒に 西京グランドチルドレンファミリーコンサート

西京子育て支援の一環として、当金庫では初めてのお子様向けの参加型コンサートを開催しました。井上あずみさん、木村弓さんによるスタジオジブリ作品の曲を聴いて頂き、また、コンサートのなかにクイズもあり、会場が一体となって家族3世代のお客様に楽しんでいただきました。

2020年2月2日開催



●思い出体験ツアー

「家族と楽しむ夏の思い出体験、レジャー農園とマスの掘み取り&昆虫採集の旅」

西京子育て支援の一環として、親子2世代、3世代のお客様にご参加いただいております。

2019年8月8日開催



相談業務

●法律税務相談会

当金庫の顧問弁護士と顧問税理士がお客さまから直接、無料、秘密厳守でお話をお受けしております。ご相談には予約が必要となりますので、最寄りの各店舗窓口へお問い合わせのうえお申込みください。

●年金相談会

社会保険労務士による無料年金相談会を開催しております。年金に関する疑問や質問にお答えいたしますので、お気軽にご相談ください。

地域とともに

●地域行事への参加

地域の一員として、地域と一体となった活動に取り組んでいます(春と秋の交通安全運動に参加)。



秋の交通安全運動

●社会福祉活動

お客さまのご協力のもと、使用済み切手、プリペイドカード、ベルマークを収集し、地域の社会福祉協議会や福祉施設へ寄贈しています。

《2019年度の寄贈枚数》

- ・使用済み切手 : 35,545枚
- ・プリペイドカード : 52枚
- ・ベルマーク : 8,045枚(15,140点)

●家族の似顔絵展



●七夕展

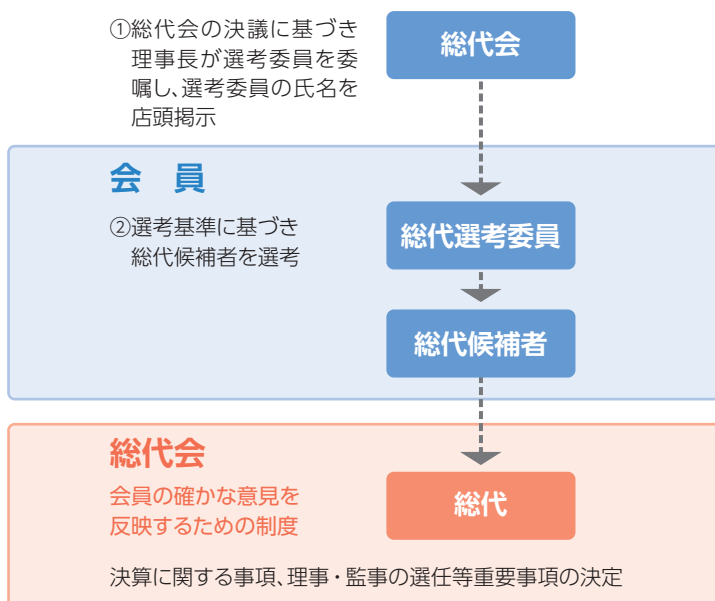


総代会制度とは

信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を尊重し、経営に反映させる協同組織の金融機関です。会員お一人が一票の議決権を持ち、総会を通じて信用金庫の経営に参加することになります。しかし、信用金庫は会員数が大変多いため「総会」に代えて「総代会」を採用することが、信用金庫法第49条1項で認められております。当金庫は、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、「総会」に代えて「総代会」制度を採用しております。この総代会は、決算に関する事項、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。そのため、「総代会」は「総会」と同様に会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代によって運営されております。

また、当金庫では、「総代会」に限定することなく日頃の事業活動を通じて、総代や会員、お客さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

◎ 総代会制度の仕組み



- ③理事長は、総代候補者氏名を店頭掲示し、所定の手続を経て、会員の代表として総代を委嘱

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

任期：3年

定数：120人以上150人以内

(2) 総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の意見を金庫の経営に反映させる重要な役割を担っております。そこで当金庫では、総代の選任方法について信用金庫法および定款並びに総代選任規程の定めるところにより、次の手順にて選任しております。(右図「総代が選任されるまでの手続」参照)

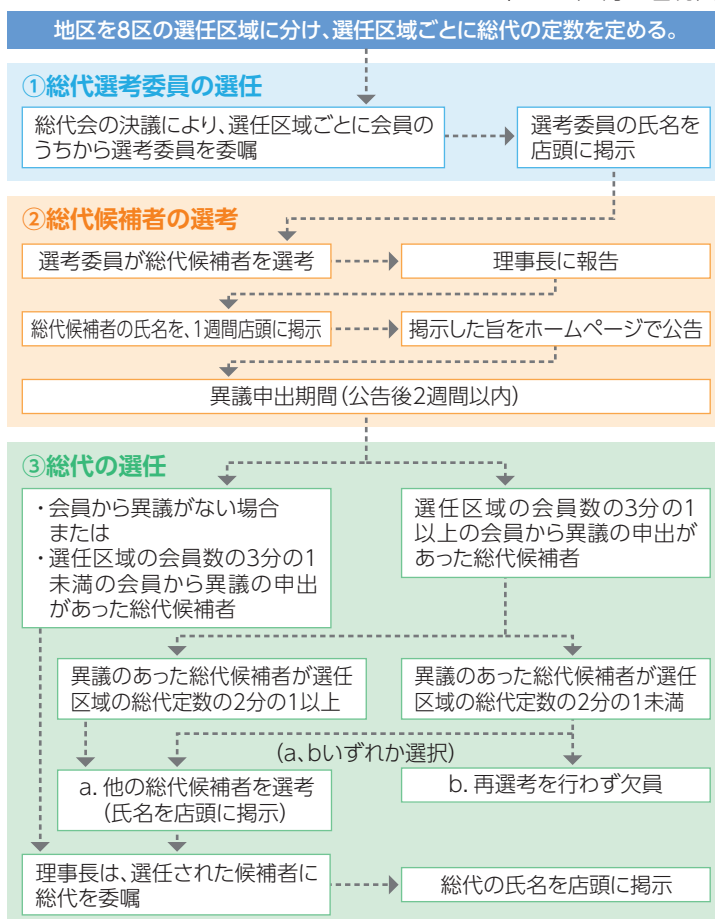
- ①会員の中から総代選考委員を選任する。
- ②総代選考委員が総代候補者を選考する。
- ③総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

総代候補者の選考基準

- (1) 総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。
- (2) 総代候補者の選考基準は次のとおりとする。
 - ①総代としてふさわしい見解を有している者
 - ②良識をもって正しい判断ができる者
 - ③人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ④その他総代候補者選考委員が適格と認めた者

◎ 総代が選任されるまでの手続

(2020年6月30日現在)





第71回通常総代会の議事内容

2020年6月17日第71回通常総代会を西京信用金庫本店7階集会室において開催、次の事項につきいずれも原案通り承認可決されました。



1. 報告事項

第103期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

2. 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件 原案通り承認可決されました。
- 第2号議案 定款の一部変更の件 原案通り承認可決されました。
- 第3号議案 監事全員任期満了による改選の件 原案通り承認可決されました。
- 第4号議案 退任監事に対する退職慰労金贈呈の件 原案通り承認可決されました。
- 第5号議案 会員の法定脱退(除名)の件 原案通り承認可決されました。

総代の氏名(任期：2019年11月16日～2022年11月15日)

各選任区域の総代数(123名)および氏名・就任回数(○印数字)は以下の通りです。

※就任回数については、金庫合併時(1992年2月3日)を第1回としております。

(2020年6月30日現在 敬称略50音順)

第1区	総代8名 選任区域：新宿区			
甘利 孝浩① 安藤 昌廣① 喜多 崇介③ 五味 實⑩ 丹羽 寿成② 柳内 清高② 藤井 俊明⑩ 山田 歌子⑥				
第2区	総代33名 選任区域：練馬区			
荒木 幸夫④ 有山 安友⑤ 石塚 健一④ 市川 金次郎⑩ 内田 鉄夫④ 柄本 廣史① 大木 大祐④ 大沢 貞夫⑩ 大沢 幸雄④ 加藤 富一① 菊池 雄一① 倉田 公男② 小林 絢子⑥ 小宮 秀一② 清水 利明① 末村 純一⑧ 鈴木 弘一⑩ 醍醐 勝弥⑧ 高橋 和夫① 高橋 利充④ 多胡 進⑦ 田中 秀明⑤ 田中 正治⑤ 永島 光男④ 根上 幸枝⑥ 福下 健一① 町田 勇② 松井 美子⑥ 本橋 紘一② 本橋 正④ 本橋 敏昭② 山賀 博通① 山下 公身子①				
第3区	総代23名 選任区域：中野区			
宇佐見 道夫② 江藤 利雄⑦ 大竹 延幸② 小俣 茂⑩ 折原 烈男⑩ 川村 洋治⑦ 木村 達央⑦ 高野 允雄④ 西條 巖⑧ 佐藤 治夫④ 篠 清彦① 神宮 幸四郎① 竹内 由利江⑥ 中田 昌之⑩ 永見 光章⑩ 野村 裕⑦ 早船 角雄③ 深澤 正樹② 福山 温夫④ 細野 政和⑨ 眞壁 恵龍④ 松本 仁志② 吉成 武男⑤				
第4区	総代7名 選任区域：台東区、荒川区、足立区、文京区、豊島区			
生田 順光⑧ 浦野 雄司① 海老原 孝⑦ 佐藤 明弘④ 澤登 太平⑩ 長島 慎① 依田 妙子②				
第5区	総代14名 選任区域：杉並区、調布市、三鷹市、府中市、国分寺市、 小金井市、武蔵野市			
青木 忠勝⑨ 今野 英治① 志村 喜代隆⑩ 鈴木 晶博④ 関根 清⑧ 高野 吉太郎⑤ 竹下 淳雄① 中島 康允② 野村 浩司① 平田 くみ子⑥ 松崎 竹雄⑦ 目時 忠司① 本橋 久徳⑥ 森本 法男②				

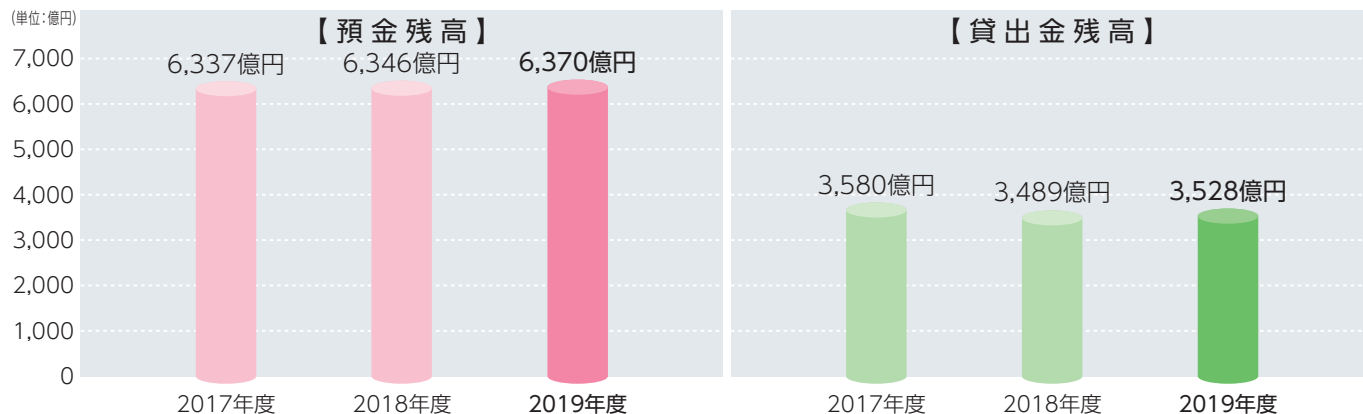
第6区	総代15名 選任区域：板橋区、北区、和光市、朝霞市、志木市			
内田 照男④ 榎本 仁④ 追川 恵二⑤ 小原 清光③ 小原 貢久④ 川見 治子④ 小泉 隆司⑦ 駒形 徳重① 櫻井 淳一⑤ 當麻 静好⑥ 本多 清司⑦ 松澤 あい子① 宮嶋 太稠⑩ 森戸 敏行④ 山口 和男①				
第7区	総代11名 選任区域：渋谷区、大田区、品川区、目黒区、世田谷区、 江東区、墨田区、葛飾区、港区、千代田区、 中央区、江戸川区			
秋本 亮介⑥ 兼田 茂雄④ 上條 政光① 酒井 雅康⑥ 佐久間 信之② 高木 康政① 竹尾 敏弘④ 生井 輝子① 古橋 良宣⑧ 盛谷 安春④ 横森 英俊④				
第8区	総代12名 選任区域：西東京市、小平市、清瀬市、東大和市、 東村山市、東久留米市、新座市、所沢市、 入間市、狹山市			
浅海 隆① 池田 秀昭⑦ 岩崎 悟③ 岩崎 充利① 古庄 八郎① 小幡 哲夫④ 片岡 博久⑤ 小林 茂男③ 清水 尚典⑧ 鈴木 洋子② 田巻 隆平② 貫井 勝義③				

(職業別)		(年代別)		(業種別)	
法人・ 法人代表者	79.7%	80代以上	19.5%	不動産業	29.3%
個人事業主	14.6%	70代	41.5%	卸・小売業	22.8%
個人	5.7%	60代	30.1%	サービス業	8.9%
合計	100%	50代	8.9%	製造業	13.0%
		合計	100%	その他	26.0%
				合計	100%

預金・貸出金残高

預金残高は前年度に比べ24億円増加し、6,370億円となりました。
貸出金残高は前年度に比べ39億円増加し、3,528億円となりました。

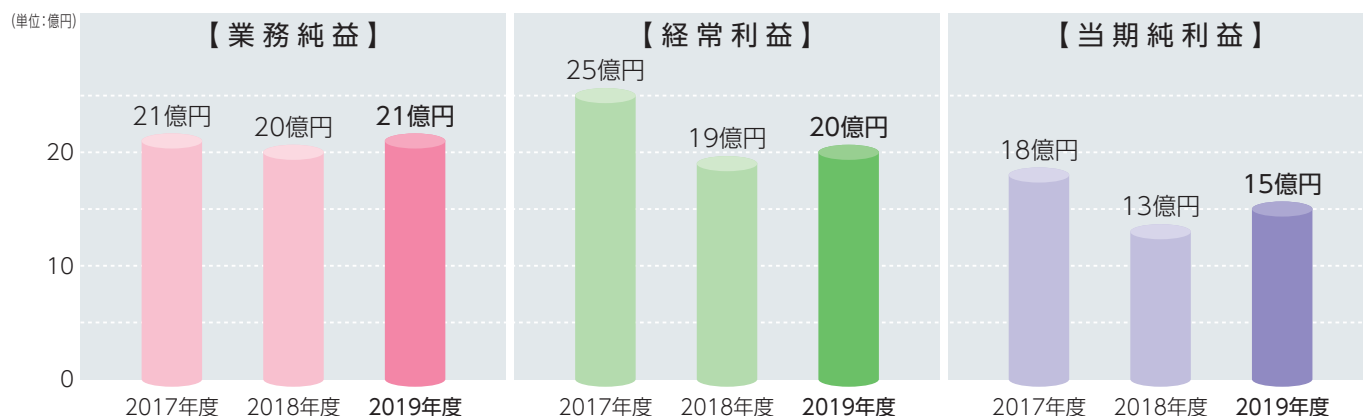
◎ 預金残高・貸出金残高の推移



損益状況

業務純益は21億円、経常利益は20億円、当期純利益は15億円となり、いずれも高水準の利益を計上しました。

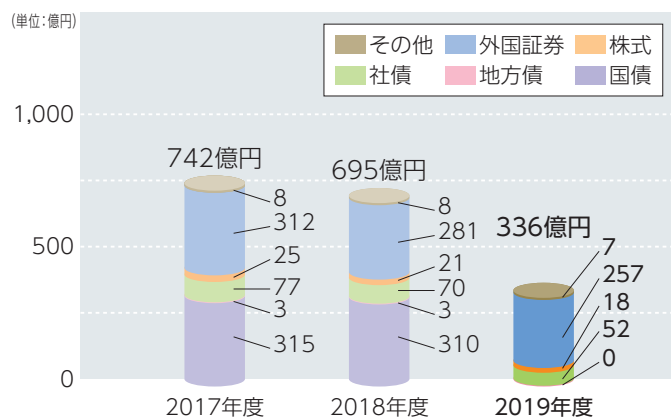
◎ 業務純益・経常利益・当期純利益の推移



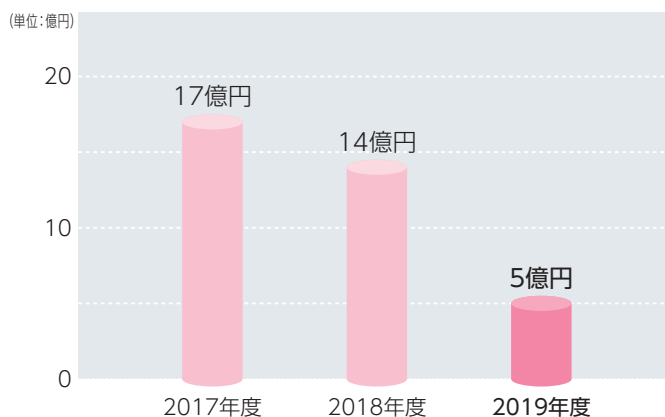
有価証券の状況

有価証券残高は336億円となり、評価損益はプラス5億円となりました。
有価証券の運用については、安全性を重視し、運用しております。

◎ 有価証券の残高



◎ 評価損益



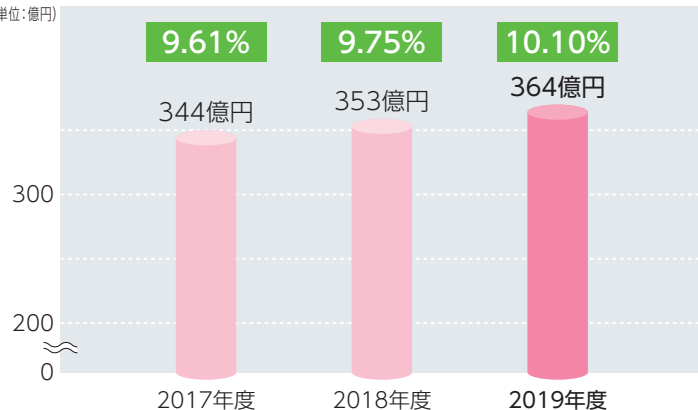


自己資本比率

自己資本比率は前年度に比べ0.35ポイント上昇して10.10%となりました。
自己資本額は着実に増加して364億円となりました。

◎ 自己資本の額と自己資本比率の推移

(単位:億円)



自己資本比率

$$\frac{\text{(自己資本の額)} \quad 364 \text{億円}}{\text{(リスク・アセット等の額の合計額)} \quad 3,610 \text{億円}} \times 100 = 10.10\%$$

不良債権について

不良債権については、金庫の信用力に重大な影響を及ぼすリスクと認識し、従来から不良債権の発生防止と早期解消に取り組んでおります。当金庫は、今後も継続して円滑な資金供給に努め、貸付条件の変更等や地域経済の活性化に引き続き全力で取り組んでまいります。

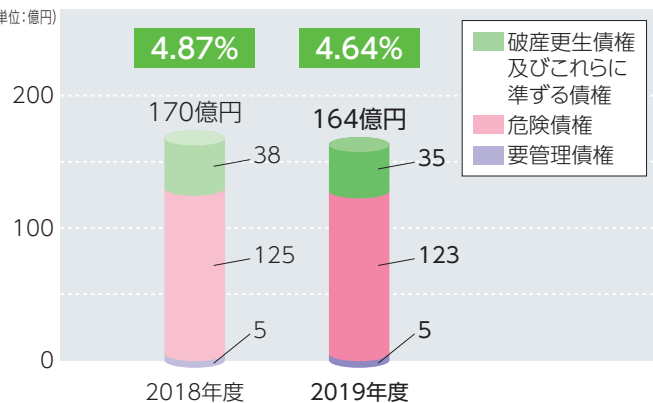
● 金融再生法開示債権

金融再生法に基づく不良債権は、貸出金の他、債務保証見返、外国為替、貸出金に準ずる仮払金、未収利息を含んだ債権です。不良債権比率は、将来の貸倒リスクに備え厳格な査定を実施した結果4.64%となりました。

(単位:百万円)

◎ 金融再生法に基づく不良債権額と比率の推移

(単位:億円)



区分	2018年度	2019年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,878	3,572	▲306
危険債権	12,551	12,309	▲241
要管理債権	599	537	▲62
合計	17,030	16,419	▲610
不良債権比率	4.87%	4.64%	▲0.23ポイント

不良債権額
164億円

保全額
148億円
(不良債権額の90%を保全)



未保全額
16億円

特別積立金
265億円

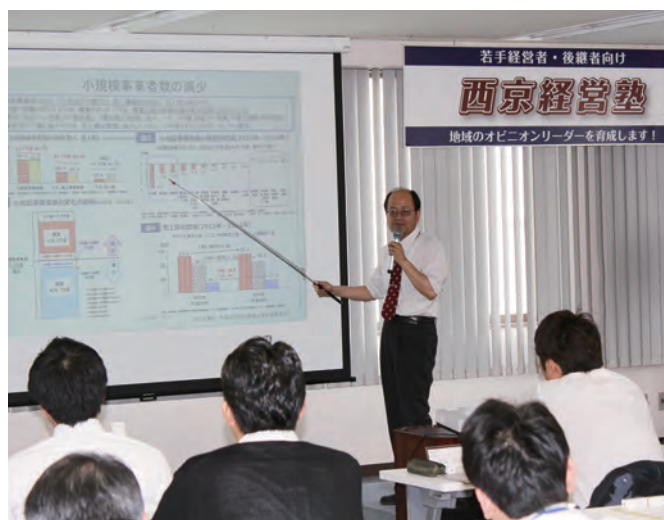
*担保・保証および貸倒引当金で保全されていない16億円に対しては、特別積立金として265億円を蓄積しており、万一、貸倒れとなった場合でも不良債権への対応は十分に備えています。

経営改善支援と地域活性化のための取り組み

当金庫は、協同組織金融機関として経営理念の一つである「豊かな地域社会の実現と中小企業の健全な発展に寄与する」ことを念頭に置いて、地域になくてはならない信用金庫を目指しております。2012年11月に「経営革新等支援機関」の認定を受け、2013年9月「西京・新宿城西地域プラットフォーム」を立ち上げ、より実効性の高い企業支援に取り組んでおります。具体的には、当金庫職員の支援先への派遣および外部専門家と連携した支援を行っております。地域経済活性化のために、地域での創業・新事業への支援も積極的に行っており、2019年度は36件296百万円の融資の取り扱いを致しました。また、2020年度も前年度に引き続き創業スクールの開催を予定しており、今後とも積極的に取り組んでまいります。

●西京経営塾の開催

金庫お取引先の若手経営者および次期経営者による勉強の場として、「西京経営塾」に外部講師を招聘して開講し、2019年度は、第10期生として塾生13名が受講致しました。受講期間は5月～1月の9か月間で、6回の講義を行いました。



●TKC東京都心会と「中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書」の締結

TKC東京都心会と「中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書」を締結しました。これにより、取引先企業に対し、TKC会員である税理士事務所等と協力して様々な支援を実施し、中堅・中小企業の持続的成長と地域社会の発展により一層寄与できるようになりました。



●経営個別相談会の開催

お取引企業の経営課題に対し、2019年度の「経営個別相談会」を本店、東中野支店、富士見台支店の3店舗で開催しました。経営課題が生じる原因を経営者と一緒に考え、お取引企業の実情に応じた経営改善支援を行っています。



●創業スクールの開催

産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」の認定を受けた新宿区の「特定創業支援等事業」として、当金庫と東京商工会議所新宿支部が共催し、新宿区内で創業を目指す方を中心に創業スクールを2回(6月、2020年2月)開催しました。



●ゴールデンウィーク中の融資相談会の開催(2020年5月)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業運営に支障をきたしている事業者の課題解決を目的とし、ゴールデンウィークの休暇中に、緊急支援対策として融資相談会を開催しました。

開催店舗:本店、練馬支店、大泉支店、大山支店、上井草支店



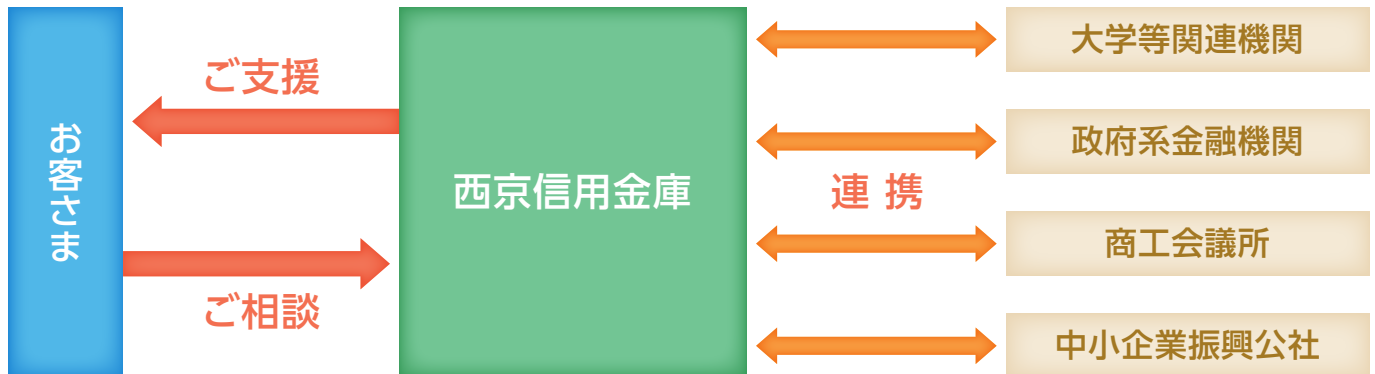
●「まち・ひと・しごと創生総合戦略」への取り組み

当金庫では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の専担部署を設け、各自治体が作成した総合戦略推進のため地域防災、制度融資、創業支援などを中心に各市、区と協調し取り組んでおります。



●外部機関との連携

当金庫では、日本政策金融公庫と「業務提携の覚書」を締結、東京都中小企業振興公社と創業・新事業支援に関する覚書を締結しております。また、筑波大学、工学院大学および東京富士大学の3大学とは、「産学連携の協力推進に係る協定書」を締結して、お客さまと各種機関を「つなぐ」そして「むすぶ」役割を果たすよう事業支援に取り組み、地域との共生を目指す金融機関として、地域との一体感を高めていきます。



●西京・新宿城西地域プラットフォーム

「西京・新宿城西地域プラットフォーム」は、当金庫が代表機関となり地域の支援機関と設立した地域プラットフォームです。地域プラットフォームでは、構成機関と連携し地域における中小企業・小規模事業者の経営を支援するための取り組みを行う他、ミラ・サポ(※)を通じた専門家派遣に取り組んでおります。

【西京・新宿城西地域プラットフォーム】の構成機関

代表機関：西京信用金庫

構成機関：●イー・マネージ・コンサルティング協同組合

- 東京商工会議所新宿支部
- 東京商工会議所練馬支部
- 新宿区文化観光産業部産業振興課
- 新宿区耐震補強推進協議会
- 東京富士大学

※ミラ・サポは、中小企業庁委託事業として中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイトで、「ミラ・サポ」でインターネット検索できます。

●「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性についてお客さまと丁寧な対話により検討するなど、適切な対応に努めてまいります。

2019年度の経営者保証に依存しない融資取扱い件数の割合は、お客さまのご理解により8.01%と当初取り組み以降増加傾向にあります。同ガイドライン適用の要件として、「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」「財務基盤の強化」「財務状況の正確な把握、情報開示等による経営の透明性の確保」等がございますが、今後も適切にご利用いただけるようわかりやすい説明を心がけてまいります。

●経営者支援の取り組み

【外部支援機関や各種支援策・制度活用による経営改善支援の取り組み】

経営改善に向け意欲的に取り組む取引先に対しては、外部支援機関や各種支援策の活用が有効かつ重要な支援策と考え、当金庫と外部支援機関が連携し取り組んでおります。

経営改善支援先に対する解決策の提案および実行支援への対応については、支援企業の状況やニーズを的確に把握し当金庫の方針を明確にした上で外部支援機関や各種支援策の活用を行っております。

また、取引先企業からの情報を基にしてニーズに合った補助金や施策を確認し提案しております。

《2019年度外部支援機関の活用》

外部支援機関名	派遣先数
ミラ・サポ(中小企業庁)	3件
東京都中小企業振興公社	1件
東京商工会議所	27件
東京都よろず支援拠点	12件
地域金融機関による事業承継促進事業	5件

金融犯罪への取り組み

当金庫では、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」等の金融犯罪の未然防止や「反社会的勢力」との関係遮断に向けた態勢の強化を内部管理態勢の重要課題として掲げ、お客さまに安心してご利用いただけるよう、「特殊詐欺」や「偽造・盗難カード」などの被害防止に向けてさまざまな対応を行っております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取り組み

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口や犯罪情勢は絶えず変化し、近年ではより複雑・巧妙なものとなりつつあり、その防止には国際的な協力が強く要請されています。

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止を経営の最重要課題の一つと捉え、不断の検証と高度化に努めるとともに、関係省庁等と密接に情報交換・連携を図りつつ、公共の信頼を維持すべく実効性のある管理態勢を確立することを基本方針としています。

振り込め詐欺などの特殊詐欺への対応

- 当金庫の口座が詐欺被害の不正利用口座とならないよう、新規口座の開設時には取引時確認を厳正に行っております。2016年10月1日から「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」の改正により、取引時確認の対象となる取引が新たに追加され、本人確認についても書類の変更により厳格な確認が求められています。また、既に開設されている口座が売買等により譲渡されて、不正利用されていないか口座の点検を実施し「疑わしい口座」と判断された場合には「再度の本人確認のご依頼」や「口座凍結」を行っております。
- 携帯電話を使用しながらATMを操作する等の不審な行動が見られる場合には、お客さまに「声掛け」を行って確認させていただいております。また、店頭窓口でもお客さまへの「声掛け」を実施して警察との連携を密にしながら「振り込め詐欺」などの特殊詐欺の未然防止に努め、詐欺被害未然防止により警視庁から感謝状を授与されております。
- 当金庫では、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害防止対策として、「預金小切手」「口座振込」のご利用をお勧めする対応策を実施いたしました。お客様の大切な金融資産を守るため、ご高齢のお客様が、窓口で高額のお金のお引き出しを希望される場合には、お使いみちを確認させていただくほか、「預金小切手」「口座振込」の利用をお願いしております。尚、現金でお持ち帰りいただく場合は、警察からの指導により警察官の臨場を求めさせていただきますので、ご協力をお願いします。
- 70歳以上、かつ過去3年以上ATMによる現金の引き出し、お振込みをされていないお客様は、キャッシュカードによる出金限度額制限(10万円)、お振込み制限(利用制限0円)を実施させていただいております。
- 「振り込め詐欺」などの特殊詐欺の犯罪により金融機関の不正利用口座に振り込まれ、不正利用口座に残っている被害金については、裁判手続きを行わず被害に遭われた方に迅速に返還出来るよう「犯罪利用口座に係る被害回復分配金の支払等に関する法律(振り込め詐欺救済法)」が2008年6月21日に施行され、当金庫では同法に基づく返還手続きを迅速に行っております。

偽造・盗難カードへの対応

◆暗証番号について

- 当金庫では「生年月日」「電話番号」など、他人に推測されやすい番号は、暗証番号として登録不能としております。既にご利用のお客さまには、ATMへのステッカー貼付や当金庫ATM利用時の画面表示による注意喚起を行うとともに、当金庫のカードをご利用のお客さまには、当金庫ATMでお客さまご自身で暗証番号の変更が出来るようにしております。

◆被害への対策

- お客さまのご預金を不正引出被害から守るため、ATMからの1日の引き出し限度額を50万円とさせて頂いております。但し、お客さまからの店頭窓口へのお申出により、1日200万円を限度として1万円単位でご自由に引き出し限度額の変更が出来ます。
- 当金庫のキャッシュカードは、より偽造が困難なICカードでの作成も行っております。
- ATMの覗き見防止のため、「つい立て」、「後方確認ミラー」を設置するとともに、ご利用明細票を他人に見られず廃棄できるよう、ATMコーナーに「シュレッター」を設置しております。



つい立て

後方確認ミラー

シュレッター

反社会的勢力への対応

当金庫は、金融機関として公共性を自覚し経営の健全性の維持向上に努めるため、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断に向け、基本方針を定めて厳格に取り組んでいます。また、政府より2007年6月に公表されました「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、さらに取り組みを強化しています。

取り組み強化の一環として、2009年12月より信用金庫取引約定書などのご融資関係の契約書に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項(「暴力団排除条項」)を導入したことを始め、2010年4月より当座預金や普通預金などの預金規定などに、2011年5月からは定期性預金規定などにも暴力団排除条項を導入しております。さらに2011年8月には、暴力団等の反社会的勢力が元暴力団や暴力団等の共生者を利用している実態を踏まえ、これらの者に対しても適切かつ有効に対処できるよう当座勘定規定の改訂を行っております。また、定款にも暴力団排除条項を盛り込み、会員資格の排除を徹底しました。

この暴力団排除条項の導入に伴い、新たにお取引をお申込み頂く場合などには、反社会的勢力でないことの表明・確約をお願いすることとしております。また、2014年9月に新「反社会的勢力等検策システム」を導入し反社会的勢力の排除に向けた取り組みを強化しております。



※暴力団排除条項とは、預金者や貸金庫の借主または融資契約の本人や保証人が暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合には、当金庫の判断により取引の停止や解約または債務の一括返済を求めることを定めた条項です。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 反社会的な活動や勢力との関係を持たない。
2. 反社会的な勢力からの不当な要求に妥協しない。
3. 反社会的な勢力との取引には応じない。

コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み

当金庫は、金融業務を通じてお客さまからの信頼を得て、豊かな地域社会の実現に貢献するために、コンプライアンス(法令等遵守)を経営のもっとも重要な柱と考え、「西京信用金庫行動綱領」を制定し、コンプライアンスの徹底に努めています。

コンプライアンスへの対応

信用金庫は、金融業務の健全かつ適切な運営を行い、地域の皆様や社会から信頼を確保し、地域社会の発展に資するため、「公共的使命」と「社会的責任」が求められております。このような地域社会の要請や、地域の皆様の信頼に応えるためには、法令や社会の各種ルール等を厳正に遵守すること、すなわちコンプライアンスの徹底が不可欠です。

そのため、当金庫では、コンプライアンス委員会において、重要事項について定期的に審議しております。本部各部室および各営業店にはコンプライアンス・リスク担当を配置し、日常業務におけるコンプライアンス実施状況を把握し、管理すると共に、定期的にコンプライアンス・リスク担当会議を開催して情報の共有や周知を図る態勢としています。

全職員に対しては、金庫職員倫理および職務遂行上遵守すべき各種法令等の周知徹底を図るための手引きとして制定した「西京信用金庫コンプライアンス・マニュアル」を配付し、コンプライアンスの浸透を図っています。

コンプライアンスの統括部署であるリスク統括部では、「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、年間を通じてコンプライアンスの実現に向けた諸施策を実施しています。進捗状況や実施結果については、リスク統括部が取りまとめた上、有効に機能するよう指導を行っています。

個人情報保護への取り組み

2005年「個人情報保護法」が施行され、個人情報は慎重かつ厳正な取扱いが義務付けられました。また、2016年1月からは「マイナンバー制度」が開始され、マイナンバーを含んだ個人情報は特定個人情報とされ、より一層厳格な取扱いが義務付けられました。

特に金融機関は、コンピュータ管理された多くの個人情報を保有しており、万が一これらの情報が流出することになれば、お客さまに多大なご迷惑をお掛けすることになります。

当金庫では、かかることのなきよう関係法令等を遵守し、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)を策定し、公表しています。また、関連規程を定めるほか、職員に対して内部教育の実施、個人情報の取扱いに関する外部資格の取得促進など、お客さまの個人情報の安全管理に万全を期すよう保護管理態勢の一層の向上に向けて取り組んでいます。

金融ADR制度への対応(苦情処理措置・紛争解決措置の概要)

金融商品の多様化・複雑化によるトラブルが増加し、そのトラブルを訴訟によって解決するには、費用や時間など当事者間に大きな負担がかかります。このような費用面、時間面などの大きな負担をかけずにトラブルを解決する制度が「金融ADR制度」です。

◆苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、業務運営体制・内部規定を整備し、その内容をホームページ、ポスターの店頭掲示等で公表しています。

苦情等は、当金庫営業日(午前9時～午後5時)にお客様相談室(電話：0120-131-811)または各営業店(電話番号は54ページを参照)にお申し出ください。

◆紛争解決措置

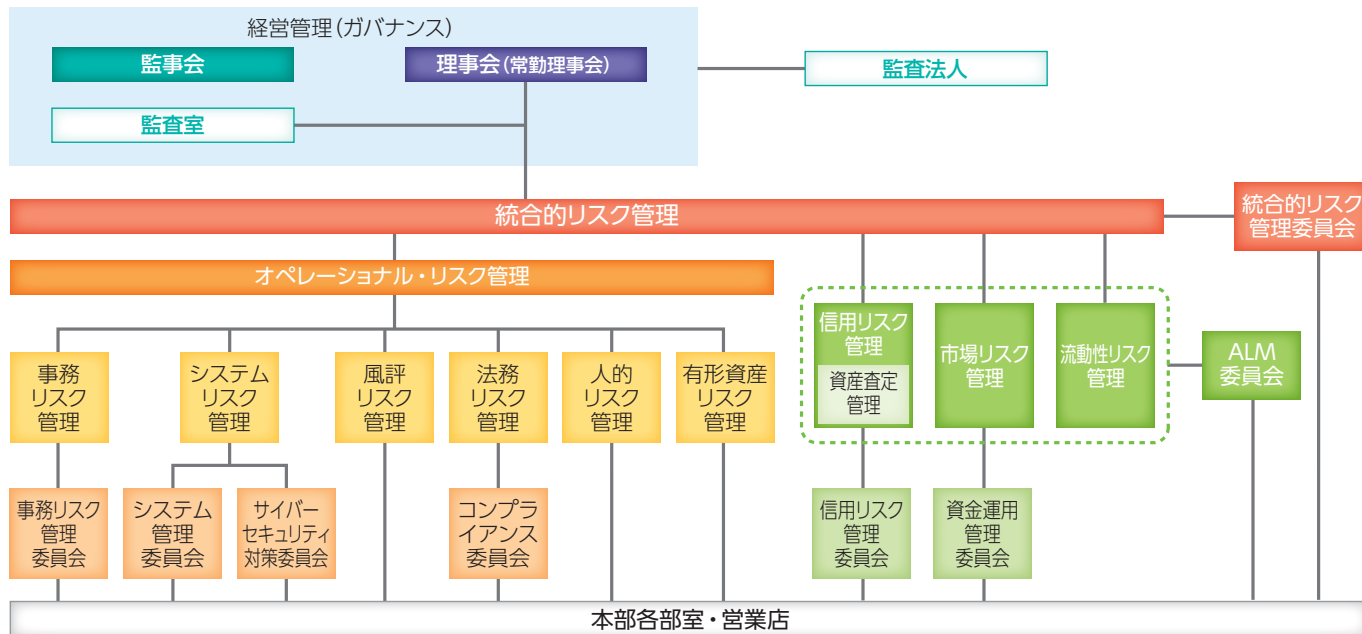
当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所(午前9時～午後5時、電話：03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出頂くことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室にお尋ねください。

リスク管理体制／各種リスクへの対応／内部管理基本方針

リスク管理体制

金融機関が行う業務の多様化、高度化に伴い、金融機関が抱えるリスクも複雑かつ多様化しております。当金庫では、リスクを適切に管理するため「リスク管理の基本方針」を定め、各種リスクを具体的に認識した上で可能な限り統一的な尺度で計量化・統合し、自己資本と対比しながら自己資本の充実度を検証し、経営の健全性と適切な収益が確保されるよう「統合的なリスク管理」を実施しております。なお、2014年度より、リスク管理を担当する理事を配置しております。

◎ 統合的リスク管理体制



各種リスクへの対応

信用リスク

信用リスクとは、「貸出金など信用を供与した企業等の財務状況が悪化したことなどにより、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク」のことです。

信用リスクについては、業務推進部門と明確に分離した審査部門が厳格な貸出金審査を行っています。特に大口貸出金については、与信額に応じて審査会・常勤理事会等の合議制による審査を行っており、相互牽制に基づき信用リスクの管理に努めています。また、資産査定部門による査定を実施し、金庫が保有する資産(貸出金等)を個別に検討して、回収の危険性の度合いに従い区分・分類し、その結果に基づいて適正な償却・引当を行い、資産の健全性の確保に努めています。2007年10月からは「信用格付・自己査定システム」を導入し、信用格付と一体化した自己査定に取り組んでいます。

市場リスク

市場リスクとは、「金利、為替、株価等の変動により、資産・負債の価値や資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」のことです。

市場リスクについては、市場リスクを統計的手法で測定するバリュー・アット・リスク(VaR)法を採用し、ALM(資産・負債の総合管理)委員会等において調達・運用・収益管理や運用資産のリスク分析およびリスク対策を実施し、安定的な収益確保に努めています。またVaR法では算出されない異常時の損失額の算定も、別途ストレステストの実施により行っています。

流動性リスク

流動性リスクとは、「財務内容の悪化等により必要な資金の確保が困難となったり、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクや、市場の混乱等により市場で取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク」のことです。

財務内容の健全性を示す指標である自己資本比率(2019年度10.10%)の維持・向上に努める一方で、主な資金調達となる預金についても、特定先や大口に集中することなく多数のお客さまから安定的に吸収するよう努めています。



オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、「金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的事象により損失を被るリスク」のことです。

オペレーショナル・リスクについては、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを管理対象とし、「オペレーショナル・リスク管理方針」「同管理規程」を定めるとともに、対象とした各種リスクそれぞれの基本方針や関連規程に基づいて適切な管理を実施しています。

事務リスク

事務リスクとは、「役職員が正確な事務を怠ったり、事故・不正等を起こしたりすることで損失を被るリスク」のことです。

法務リスク

法務リスクとは、「金庫が行う内部規程の制定や契約書の締結等における法的な検討が不十分であったり、お客さまとの取引において法令等に違反する行為を行うことにより金庫が法的責任を問われるリスク」のことです。

有形資産リスク

有形資産リスクとは、「地震・火災・風水害等の自然災害や犯罪または資産管理の瑕疵等の結果、金庫が建物や各種設備の毀損・損害等の損失を被るリスク」のことです。

システムリスク

システムリスクとは、「コンピュータシステムの障害(サイバー攻撃を含む)や誤作動等、システムの不備または不正使用により金庫が損失を被るリスク」のことです。

人的リスク

人的リスクとは、「人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)、差別的行為(セクシュアル・ハラスメント等)、保健衛生管理不足等により金庫が損失を被るリスク」のことです。

風評リスク

風評リスクとは、「根拠のない風評(噂)や誤った情報等により金庫の経営体力やサービスに対する顧客の信頼低下が広く伝播し、金庫が損失を被るリスク」のことです。

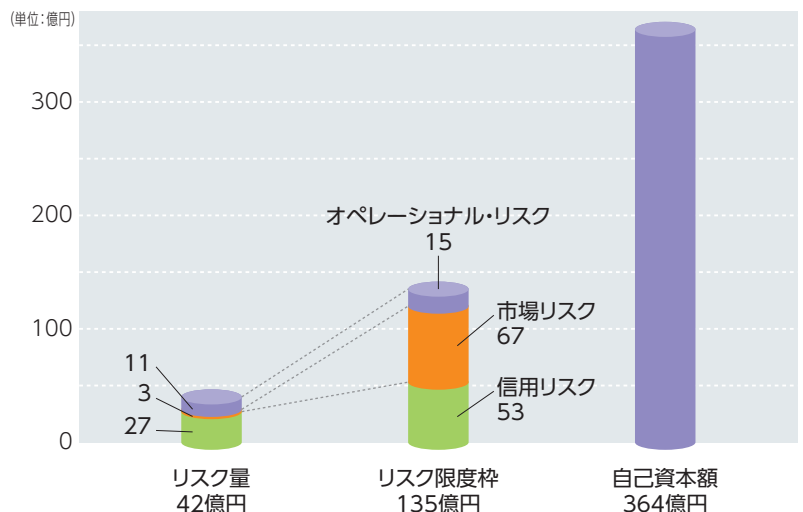
● 統合的リスク管理の状況

信用リスク、市場リスクなどの様々なリスクについて、出来る限り統一的な尺度で測定したリスク量を合算し、統合的なリスク量を算出しております。このリスク量を自己資本と対比することにより統合的リスク管理を行っております。

2020年3月末の統合的リスク量は42億85百万円となっておりますが、これに対し自己資本額は364億95百万円であり十分な自己資本を保有しております。

また、リスク量に対しリスク限度枠135億円を設定しており、リスク量が限度枠を超過しないよう定期的に検証しております。

◎ 統合的リスク量(2020年3月末)



内部管理基本方針

当金庫は、金庫業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条の規定に基づき、次の通り「内部管理基本方針」を定め、組織全体に周知させております。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
 - (i)当金庫の子法人等の取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者(以下「(iii)及び(iv)において「取締役等」という。))の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
 - (ii)当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (iii)当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (iv)当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 当金庫の監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制
 - (i)当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制
 - (ii)当金庫の子法人等の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該金庫の監事に報告をするための体制
9. 当金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
11. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

主な業務・サービスのご案内

預金業務

お客さまの資産形成や生活設計にあわせた預金商品等をお取り扱いしております。

- 当座預金 ● 普通預金 ● 決済用普通預金 ● 貯蓄預金
- 通知預金 ● 納税準備預金 ● 定期預金 ● 定期積金 等

融資業務

事業を営むお客さまや、地域にお住まいのお客さまのニーズにあわせた融資商品を取り揃えております。

- 《事業者向け》● 手形割引 ● 手形貸付 ● 証書貸付 等
《個人向け》● 住宅ローン ● 教育ローン ● カーライフプラン 等

公共債の窓口販売業務

個人向け国債及び各自治体の発行するミニ公募債のお取り扱いをしております。

内国為替業務

全国各地の金融機関への送金、振込、手形・小切手の代金取立などを迅速かつ安全にお取り扱いしております。

また、自宅や会社からお振込ができるインターネットバンキングなどもご利用いただけます。

外国為替業務

輸入、輸出に関わる為替決済、輸入代金や生活費等の外国送金などのお取り扱いをしております。

また、出張所を除く全店舗で米ドルの現金がお求めになれます。

保険の窓口販売業務

お客さまの幅広いニーズにお応えするため、各種保険商品をお取り扱いしております。

- 個人年金保険(積立型) ● がん保険
- 医療保険 ● 標準傷害保険(天災付)
- しんきんグッドスマイル(住宅ローン等関連の長期火災保険)
- しんきんグッドサポート(住宅ローン等関連の債務返済支援保険)

相談業務

法律・税務問題でお悩みのお客さまや、年金受給、各種ローンのご相談をご希望されるお客さまに、ごゆっくりとご相談いただけるよう各種相談会を開催しております。

- 法律相談会 ● 税務相談会 ● 休日ローン相談会 ● 年金相談会

代理業務

《代理貸付業務》

- 信金中央金庫 ● 株式会社日本政策金融公庫
- 独立行政法人住宅金融支援機構
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 独立行政法人福祉医療機構

《国庫金等の収納業務》

- 日本銀行歳入代理店業務 ● 地方公共団体公金取扱業務

企業再生・支援

事業を営むお客さまの課題解決等のお手伝いや販路拡大等の支援として、各種セミナーの開催や、外部機関と連携し経営相談のために専門家を派遣したりするなどお役に立てる金庫を目指しております。

主なサービス

お客さまが当金庫を便利にご利用いただけるよう、きめ細かなサービスを取り揃えております。

- 代金取立 ● 年金自動受取
- 公共料金等自動支払 ● 給与振込
- 配当金自動受取 ● 貸金庫 等

電子記録債権サービス(通称「でんさいネット」)

電子記録債権法に基づく金銭債権の決済サービスです。「でんさいネット」の記録原簿に電子記録することで、でんさいの発生(手形でいう振出)や譲渡(手形でいう裏書)等ができます。「でんさいネット」は、全国どこでも同じサービスを受けられる社会インフラです。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、金融商品の販売等に関する法律第9条「勧誘方針の策定等」に従い標記勧誘方針を定め、金融商品の販売等に際しては次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保に努め、お客様の利益の保護を図ります。

金融商品に係る勧誘方針

1. 当金庫は、金融商品を勧めるに当たり、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、適正な情報を提供すると共に商品内容やリスク内容について適正な説明を行います。
2. 金融商品の選択・購入につきましては、お客様ご自身の判断によりお決めいただきます。その際に、お客様に適正な判断をしていただくため、当該金融商品の重要事項について説明を行います。なお、ご了解いただいた証として確認書類に署名捺印をいただく場合もございます。
3. 当金庫は、誠実・適切な勧誘・販売を心掛け、お客様に断定的判断の提供や事実と異なる説明、誤解を招く説明をすることのないよう、常に役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫の勧誘の時間帯は、店舗内におきましては所定の営業時間内とし、電話や訪問による勧誘の場合はお客様にとってご迷惑となる時間帯や場所での勧誘は行いません。但し、お客様から時間の指定があった時には、この限りではありません。

※当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。



皆さまの暮らしを応援します

オリジナル スーパー定期預金



©2018 西京信用金庫
ザイの電子



愛情
公的年金受給の方

ご利用いただける方
・当店で公的年金をお受取りの方
・公的年金のお受取りを当店で
管理する受取給付開始された方

お預入れ金額
50万円以上

期間
1年、2年、3年（自動継続）



安心
給付振込
ご利用の方へ

ご利用いただける方
・当店に持ちこたお振込設定されて
いる方

お預入れ金額
10万円以上

期間
おのり、1年、2年、3年
（自動継続）



絆
会員（個人）の方へ

ご利用いただける方
・当会員の個人会員
・当店で預貯金を継続中の方

お預入れ金額
50万円以上

期間
1年、2年、3年（自動継続）



メリット

定期預金が
満期になったら

ご利用いただける方
・定期預金の満期額が50万円以上と
なる個人の方

お預入れ金額
50万円以上

期間
1年、2年、3年
（自動継続後の利率は継続日ご
とける店頭表示金利になります）



店頭表示金利に
いづれも

プラス

＋年0.05%



それぞれの商品は ●お利息には 20.315%（国税15%・地方税5%・復興特別所得税0.315%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます）

- 満期日前に解約をする場合には、預入期間に応じた中途解約利率によりお利息をお支払いいたします。
- 他の西京オリジナル商品と重複した優遇金利の適用はできません。
- メリットの自動継続後の利率は継続日における店頭表示金利になります。
- 消金保険制度の対象商品です。

くわしくは窓口または担当までお問い合わせください。
また店舗には「商品概要説明書」をご用意しております。



西京信用金庫

2018年9月3日現在

さいきょうで 給与振込

“ 給与振込の方限定のお得な特典 ”

特典1

定期預金の 金利率上げ

定期預金の店頭表示金利に上乘せいたします。
資産形成型スーパー定期「安心」

特典2

個人ローンの 金利引下げ

マイカーローン・リフォームローン・教育ローンの店頭表示金利から引下げいたします。

特典3

当金庫のキャッシュカードで、他金融機関のATMを利用した際の
入出金手数料が月1回 無料です。

※ATM利用の際は、ご利用の金融機関（通帳発行元）より手数料がかかります。ATM利用料金はともないます。

**窓口は
サービス**

全国の信用金庫でのATM入出金手数料が**無料**！

**セゾンネット
サービスタイム**

平日 / 8:45 ~ 18:00 の入出金
土曜 / 9:00 ~ 14:00 の入出金

当金庫のキャッシュカードで、当金庫のATMを利用した際の
入出金手数料がいつでも無料です。

平日 / 7:00 ~ 19:00 土・日・祝 / 9:00 ~ 17:00

※各金融機関の営業時間より長期間、窓口・ATM利用には予定外手数料がかかります。ATM利用手数料はご利用のATMにより異なります。ご確認ください。

各店舗のファイナンシャルプランナーが、皆様のライフプランを提案させていただきます。お気軽におたずねください。

詳しくは窓口またはお電話まで
お問い合わせください。
またお電話は「お金（お金の相談専用線）」
をご利用いただけます。

西京信用金庫

<http://www.shokin.co.jp/kaiyo/>



2020年4月1日現在

さいきょうの インターネットバンキング

西京の「インターネットバンキング」は、お客様のオフィスや
お店のパソコンからインターネットを通じて残高照会やお振込みなどの
手続きができるサービスです。

法人
個人事業主の
お客様

ネットで広がる
ビジネスの可能性
様々なサービスを提供する
インターネットバンキング

口座照会サービス

ご契約口座の残高照会、入出金明細帳、
振込振込、総合振込、給与・貸付振込の
お取引状況などを確認できます。

セキュリティ・システム

256ビットSSLによる暗号通信方式。
電子証明書など。

その他サービス

税金、各種料金の払込サービス。
振込履歴帳の閲覧ができます。

振込サービス

振込振込、給与振込、
給与・貸付振込ができます。

振込手数料は窓口よりもおトクです。さらに、給与振込手数料も無料です。

※利用、引落し振込は振込先が指定になります。

通常契約	利用基本 手数料	2,200円
振込振込	総合振込	給与・貸付振込
振込	振込	振込

振込振込	総合振込	給与・貸付振込	振込
振込	振込	振込	振込

振込振込	振込振込	1,100円
振込振込	総合振込	給与・貸付振込
振込	振込	振込

振込振込	総合振込	給与・貸付振込	振込
振込	振込	振込	振込

※振込振込の手数料は無料です。

<ご照会サービス・振込サービスのご利用時間>

朝7時～夜23時(平日の場合)

※土曜、日曜、夜日は営業中で確認ください。

<お問い合わせ～EBSサポートセンター～>

☎0120-506-343

●受付時間 9:00～22:00(平日のみ)
saiyoiweb@postnet.ocn.ne.jp

西京信用金庫

http://www.saiyoi.co.jp/online/ibank/

※ご利用の際は必ずご利用ください。

2019年10月10日現在

さいきょうの

インターネットバンキング モバイルバンキング

個人のお客様

ご自宅のパソコンや携帯電話・スマートフォンからインターネットを通じて残高照会や
お振込みなどの手続きができる便利なサービスです。
契約料無料！月額基本手数料も無料です。

さらに、振込手数料は窓口よりもおトクです。



口座照会サービス

ご契約口座の残高照会、入出金明細照会、取引履歴照会など。

資金移動サービス

当行振込、手振振込、振替、信用定期預金の預入、振替。

その他サービス

振込、当座預金の払込サービス、振替・振込の振出など。

セキュリティ・システム

256ビット SSLによる暗号通信方式、ワンタイムパスワードなど。

サービスのご利用時間は 24 時間受付!! (火～土)

※月曜、日曜は裏面をご覧ください。

お問い合わせ
EBサポートセンター

<受付時間>
9:00～22:00(平日のみ)

0120-506-343
saku.web@citibank.co.jp

西京信用金庫

<http://www.citibank.co.jp/saku/>
<http://www.shinkin.co.jp/saku/>

インターネットバンクサービスで残高照会や振込ができます。





西京信用金庫

2019年12月現在

※上記パンフレットに記載された金利は期間限定のため、現状の金利と相違する場合がございます。

2020年6月30日現在



“さいきょう”組織図

(2020年6月30日現在)

